

議会基本条例の制定に向けて

議会基本条例とは

志免町議会では、議会改革と活性化に努めてまいりましたが、更にこれを推進するため、議会の基本的事項を定める「議会基本条例」の制定に向けて、平成20年10月以降、議会運営委員会において、先進地方議会の調査・視察研究をするなど検討を重ね、その素案を策定いたしました。

制定へ向けて、この度町民の皆様のご意見を伺いたく意見交換会を開催いたします。

地方分権・主権の時代を迎え、地方自治運営を行う二元代表制の一方である議会の役割と責務は益々大きくなります。

またその存在価値も問われます。

議会基本条例は、このような時代に適格に対応し町民から信頼される議会となるべく、議会

及び議員の活動原則等、議会に関する基本的事項を定める条例です。

条例素案の主なポイント

- ①(議会・議員の活動原則)
 - ・町民の多様な意見を把握し、独自の政策提言に取り組む。
 - ・情報を開示し、町民が参画しやすい開かれた議会運営と改革の推進。
- ②(町民と議会の関係)
 - ・町民からの請願及び陳情は政策提言とし、参考人としての意見を聞く。
 - ・町民・各団体、NPOとの一般会議を設け政策提案の拡大を図る。
- ③(議会報告会)
 - ・町民との意見交換として議会報告会を年1回以上開催。
- ④(町長と議会の関係)
 - ・町長等は議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- ⑤(政策等の形成過程の説明)
 - ・町長は政策等の提案については決定過程を説明するよう努める。
- ⑥(自由討議の拡大)
 - ・議員相互間の自由な討議を尽くして合意形成に努め説明責任を果たす。
- ⑦(議員の政治倫理)
 - ・町民全体の代表としてその倫理性を自覚し行動する。
- ⑧(最高規範性及び見直し)
 - ・議会運営の最高規範で、これに違反する条例他は制定できない。
 - ・一般選挙後、目的達成の検討を行う。

水害対策 実態調査後の対応

答弁：緊急性で整備する

丸山 昨年、議会による水害実態調査を行った。不十分な町内会との連絡体制、排水路改善、土のうの準備、防災行政無線等の進捗状況を伺う。



丸山 真智子 議員

丸山 改正育児・介護休業法が今月施行される。父親の育児を後押しす

職員の育児取得率は答弁：女性100%男性は0

の強化を行い、防災無線は音達調査を行う。土のうの用意は回覧を回した。地域整備課参事 時間降雨量100ミリに対応するのは無理。緊急度でできる限りの対策は行っている。



▲毎月平均1万8000部発行のしめ広報



牛房 良嗣 議員

情報の共有

行政自身の問題

答弁：斬新な目で見直す

牛房 情報の共有化とは、行政の持つ情報をどう住民に伝えるかということ、大部分は行政自身の問題である。「広報」の内容もやさしかったり、難しかったりで統一していない。

部外者を入れる、あるいはイラスト、グラフィなどをふんだんに使えば、もっと町民に身近な広報ができるのでは。町長 もっと斬新な目で見直していく。

牛房 「出前講座」は行政の考えを町民に伝える大事な場である。熱意が伝わるように「押しかけ出前講座」などとしてはどうか。

入庁5年目くらいの若手でやったらどうか。

役場と職員の進化を町民に訴える場である。町長 非常にいいアイデア、検討する。牛房 町づくりの原点は400人の足元にある。「職員専用の意見箱」を設置し、全員参加で町政を変えては。町長 検討したい。



▲公民館に置いてある土のう